

ネイルサロンにおける 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

はじめに	P 2
1. 予約に際しての留意点	P 3
2. 店舗の営業に関する対応	P 4
3. サロンにおける衛生管理・感染症対策	P 4
4. スタッフの健康管理	P 7
5. 緊急時の対応について	P 8
「ネイルサロン衛生管理士」資格制度	P 8

2020年4月9日

Ver.2

はじめに

改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、東京都や埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県の7都府県を対象に発令されました。緊急事態宣言が発令されていない地域でも、より一層の国民の行動変容が求められています。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が、現状の状況分析を行い、分析した結果をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表しました。

その中で、国民の行動変容の必要性について以下のように提言がまとめられています。

行動変容の必要性について

「3つの密」を避けるための取組の徹底について

日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター(患者集団)の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要がある、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

上記の提言を受け、ネイル業界としても個人の行動変容の重要性を呼びかけ、より一層、感染症対策を推進していきたいと思えます。

ネイルサービスはお客様と対面し、施術部位に直接触れながら行う仕事であることから、徹底した衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要であり、NPO 法人日本ネイリスト協会(以下、JNA)は、ここにネイルサロン店舗の特性に則した「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(以下、本ガイドライン)」を定め、全国のネイルサービス事業者に対して本ガイドラインの徹底を強く求めます。

本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。日々刻々と状況が変化していくなかで、ネイルサロン経営者、ネイルサロン従事者の皆様におかれましては、各地区の保健所や他の行政機関からの指示や要請に従った対応をお願いいたします。

また今後の状況に応じて、日本ネイリスト協会からも皆様に対して情報や要請等の文書も発信してまいります。

2020年4月9日 <Ver.2>

2020年3月27日 <Ver.1>

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

1. 予約に際しての留意点

お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の来店の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等と呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

また、下記症状のあるお客様については体調が回復してから改めて予約していただく様に願います。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。

- 37.5 度以上の熱がある方。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。
- 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方。
- 過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人との濃厚接触がある方。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 1 週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。
- 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる方。

以上はあくまでも一例なので、下記を参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

また、感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要である。各地区の感染の現状には、厚生労働省 HP を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei

「国内の発生状況」



過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については常に変化しているため、以下の外務省 HP を参照し最新の情報の把握に努めること。



https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html

「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



2. 店舗の営業に関する対応

①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの営業の変更事項の周知

営業時間の変更や、提供メニューに変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で告知を行うこと。

お客様、スタッフの感染症対策および健康管理の一環として、スタッフのマスク、アイガード(保護メガネ)、グローブ等を使用する場合は、お客様にご理解いただくように努め、お客様にもマスクの持参、着用をお願いすること。

②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応

予約をいただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、お客様の立場に合わせて柔軟に対応し、お客様が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること(予約のキャンセル、予約の延期等)。

感染防止対策の徹底状況が説明できるよう、スタッフ間でその内容を共有しておくこと。

3. サロンにおける衛生管理・感染症対策

サロン内の衛生環境の向上・感染症対策の実施の徹底

ネイルサロンにおける衛生管理は、ネイルサロンを清潔に保ち、サロンにおける感染症の発生を防ぐことを目的としている。現状では通常以上(場合により標準レベル以上)の徹底を図る衛生管理を行うことが必要である。

以下、NPO 法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf



新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- サロンにおける手洗い・手指消毒を徹底し、お客様が触れる箇所については、徹底した消毒を行うこと。

以上を徹底するために、前述の「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」の実施に加えて以下の事項も実施すること。なお消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を参照のこと。

- 3つの「密」を避けるようにすること

- ・密閉空間…換気を定期的に行い、新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密集場所…お客様の座る位置を見直し、お客様同士の距離をあけること。
- ・密接場面…お客様と施術者はマスクを着用すること。

①サロン店舗入口

- 入口に手指消毒剤を配置し、消毒の徹底を促すこと。
消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等で対応すること。
- ドアノブ等、お客様が触れる箇所は、お客様来店毎、またドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行うこと。
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ拭拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。

②トイレ・手洗い設備等

- お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または定期的な消毒または除菌を行うこと。
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ拭拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底することが望ましい。
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい。(固形石けんは、保管時に不潔になりやすいため)
- ハンドドライヤーは使用しないこと。ペーパータオルを使用し、ゴミ箱も備えること。(タオルの共有は絶対に行わないこと)
※商業施設の共用トイレにおいては、実情に応じて対応すること。

③サロン内エリア

- サロンスペース内の、室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- お客様同士が隣に座る場合は、一定の距離をあけることが必要であるため、席を離すレイアウトも考慮すること。

- 施術中、施術終了後、または定期的に、窓やドアを開けて、新鮮な空気を取り込んでサロン全体の換気を行うこと。また、機械換気等を併用し、効率的に換気を行うことが望ましい。(ネイル材料に含まれる空気よりも重い有機溶剤のガスも一緒に換気する必要があるため)

④ 施術に関わる器具、用具、備品類

- ネイルテーブル、お客様用チェア、施術者用チェア、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。
- 器具・用具類は、お客様ごとに消毒済みのものを使用すること。
- コットン又はガーゼ等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、消毒済みのものをお客様ごとに交換すること。
- 器具類は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別し、適切な衛生措置を講じること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きの容器に捨てること。

※ 消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について

◎ 手指消毒について

逆性石けん(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、10%濃度)を用いて擦式清拭消毒を行う。

※0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL+水道水:250mL=0.1~0.2%濃度

◎ 金属器具類・用具類・備品類の消毒について

逆性石けん(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、10%濃度)を用いて浸漬消毒を行う。

※0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL+水道水:250mL=0.1~0.2%濃度

◆ 具体的な手順 ◆

洗浄→10分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続20分間以上を行う。

◎ 用具類・備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイター次亜塩素酸ナトリウム含有濃度5~6%でも代用可能】)を用いて浸漬消毒を行う。

※0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 10mL)+(水道水 500mL)⇒0.1%以上濃度(標準レベル以上)

◆ 具体的な手順 ◆

洗浄→10分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に用いる場合には、ペーパータオル等に含ませて清拭を行うこと。10分程度たったら水拭きすること。噴霧してはいけない。

⑤施術者

- マスク装着時は、マスクに触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付着させないよう粘膜を保護することが重要である。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着すること。
- 施術中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。着衣は毎日清潔なものを着用する事。万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。
- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。

⑥レジおよび金銭授受

- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ等も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

⑦廃棄物の処理

- グローブとマスクを着用すること。
- 施術時のゴミや、使用済みのマスクやグローブ、手洗いや消毒等に使用したペーパータオルなどを捨てる場合は、ビニールに入れ密封した状態で廃棄すること。
- ふた付きゴミ箱の内部も、消毒または除菌を行うこと。
(具体例)次亜塩素酸ナトリウム水溶液 0.1%濃度を含ませたペーパータオル等で清拭する。
金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- ゴミの捨て方は、該当所在地の環境事業所のルールに従うこと。
※マスクやグローブを外す際も、適切な外し方を実践すること。

参考:個人用防護具(PPE)の着脱の手順 →



4. スタッフの健康管理

スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守り、スタッフに対して公平で公正な処遇をすること。

①スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すること。

- 37.5度以上の場合は、帰宅させる。
その他、スタッフにコロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談し、体調が完全に回復するまで治療に専念すること。

②スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合

- 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
- 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態を把握すること。
- 個人情報保護に充分留意し、対応をすること。

5. 緊急時の対応について

お客様およびスタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、自分のサロン所在地の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- お客様およびスタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該お客様への連絡方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
- 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、お客様にご理解いただくこと。
- サロンのその後の営業等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。

業界として、お客様とネイリストの健康を守るためにも、目に見えないウイルスに対して適切な衛生管理を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。万が一、感染が確認された場合は、安全性が担保出来るまでの期間、営業活動を一時的に停止するなど、積極的な感染防止対策を講じていただくようお願い申し上げます。

<参考>

「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/schoolguide.pdf>



「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

NPO 法人日本ネイリスト協会(以下 JNA)では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

【制度の目的】

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。



NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度
<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>

「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
2020年4月9日 <Ver.2>